

社協だより

2020年6月号

ホームページ Facebook



QRコード QRコード

●発行・編集 / 社会福祉法人 坂城町社会福祉協議会 ●印刷所 / 滝沢印刷合同会社
 長野県埴科郡坂城町大字中之条2225番地 TEL0268-82-2551 FAX0268-82-8005
 ●ホームページアドレス (URL) <http://www.ssakaki.com/> E-mail:ssakaki@janis.or.jp

コロナに負けない! 家でもできるぞ介護予防体操!

社協ホームページ・Facebook ページにて介護予防体操を公開しています。



スクワット (筋トレ)



足上げ① (筋トレ)



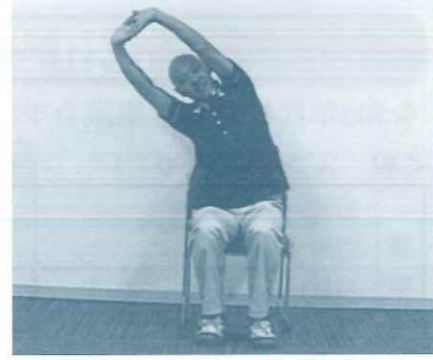
前屈 (柔軟)



つま先立ち (筋トレ)



足上げ② (筋トレ)



腕と肩のストレッチ (柔軟)

ホームページ



QRコード

スマホのカメラで読み取ると動画が見られます。

写真は介護予防体操の動画の一部です。

Facebook



QRコード

【6月の相談日】

弁：弁護士相談 司：司法書士相談

	6月	場所
心配ごと・法律相談 (午前9:30~12:00)	弁:10日(水) 司:19日(金)	役場3階 (第4会議室)
結婚に関する相談 お見合いの相談 新規ご登録相談 (午前9:00~11:00)	6日(土)	老人福祉センター 夢の湯 (ボランティアルーム)

※6月の相談は完全予約制にて行います。
 7月以降に関しては未定となっております。
 詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

緊急事態宣言は解除されましたが、老人福祉センターで開催する事業、貸館の再開については『町主催のイベント・行事の開催基準』に基づいて、感染防止策の徹底を十分に考慮した上で実施していきます。ご理解・ご協力をお願いします。

この社協だよりは共同募金配分金でつくられています。

生活福祉資金特例貸付のご案内

(国の10万円の特別定額給付金ではありませんのでご注意ください。)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業、失業等により収入減少となっている世帯を対象に、**収入減によって不足する生活費の貸付け**を実施しています。

現在、申込みは感染予防のため郵送により受け付けています。

貸付けをご希望の方は申込書類をそろえて、坂城町社会福祉協議会まで郵送してください。**特例貸付の具体的な内容は3ページをご覧ください。**

※今回の特例貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない収入減の世帯、生活保護受給世帯、収入が年金のみの世帯、自己破産手続き中の世帯は対象外となります。

貸付相談をご希望の方

①申込書類を用意し、まとめて郵送する。
 ※ご自宅で申込様式をダウンロードできない場合には電話にてご相談ください。

②書類の内容を確認し、必ず電話連絡をします。
 ※電話連絡が取れ次第受付完了となります。

坂城町社会福祉協議会

郵送先: 〒389-0602 坂城町大字中之条2225番地

③申込書類一式を郵送

④貸付審査、決定後送金
 ※審査結果の通知は直接自宅に届きます。

長野県社会福祉協議会

必要な書類の一部は長野県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

長野県社会福祉協議会ふれあいネット信州
<http://www.nsyakyo.or.jp/>

社協だよりに関するご相談・お問い合わせ先(各申込み含む)

坂城町社会福祉協議会 電話 82-2551 FAX 82-8005 e-mail:ssakaki@janis.or.jp
 《電話・窓口受付》平日(土日・祝日、年末年始を除く)午前8時30分~午後5時15分

生活福祉資金特例貸付の種類と申請に必要な書類

(手続の流れは4ページをご覧ください。)

緊急小口資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活費を必要とする世帯

- ◆貸付金額 / 10万円以内 ※ただし、世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等、要介護者、臨時休業した学校に通う子どもがいるときなどは20万円以内
 - ◆据置期間 / 1年以内 ◆償還(返済)期間 / 2年以内 ◆無利子 ◆連帯保証人不要
 - ◆用意していただく書類
 - ①確認チェックリスト ②借入申し込みにあたっての留意事項
 - ③借入申込書(様式1) ④借用書(様式2)
 - ⑤本人確認できる書類の写し(運転免許証等の身分証明書)
 - ⑥収入減少等の確認ができる書類の写し(給与明細書、通帳の入金履歴等で新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与状況が確認できるもの)
 - ⑦振込口座が確認できる通帳もしくはキャッシュカードの写し(通帳の場合、表紙と表紙をめくったページの両方)
- ※その他、収入の減少状況に関する申立書、委任状等は必要に応じて添付。

上記①～④は長野県社協のホームページからダウンロードできます

総合支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業、廃業、その他著しい収入の減少により、日常生活の維持が困難で、生活の立て直しを必要とする世帯

- ◆月の貸付金額 / (単身世帯)15万円以内 (複数世帯)20万円以内
 - ◆貸付期間 / 原則3か月以内 ◆無利子 ◆連帯保証人不要
 - ◆据置期間 / 1年以内 ◆償還(返済)期間 / 10年以内
 - ◆用意していただく書類
 - ①確認チェックリスト ②事前説明事項 ③借入申込書 ④重要事項説明書 ⑤借用書
 - ⑥世帯全員分の健康保険証の写し及び住民票の写し
※上記いずれか一方に加えて運転免許証等の身分証明書でも可
 - ⑦収入減少や失業等の確認ができる書類の写し
・失業等の場合…離職票、廃業届等
・収入減少の場合…給与明細書、通帳の入金履歴等で新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の収入状況が確認できるもの
 - ⑧振込口座が確認できる通帳もしくはキャッシュカードの写し(通帳の場合、表紙と表紙をめくったページの両方)
- ※その他、収入の減少状況に関する申立書、委任状等は必要に応じて添付。

上記①～⑤は長野県社協のホームページからダウンロードできます

令和2年度 坂城町社会福祉協議会の主な活動



みんなが自分らしく安心して笑顔で暮らせる地域づくり

- ・私たちは笑顔と思いやりをもって明るい福祉のまちづくりに貢献します。
- ・私たちは地域のニーズに基づく健全な福祉サービス事業を推進します。
- ・私たちは向上心をもって地域課題、組織作りに謙虚な姿勢で取り組みます。

生活サポート事業

- 心配ごと・法律・結婚相談所
- ファミリーサポートセンター
- 生活福祉資金等貸付事業
- 日常生活自立支援・金銭管理
- 成年後見支援センター(受託)
- まいさぼ出張相談所(生活就労支援)
- フードバンク事業 ほか

地域福祉推進事業

- 車イス・リフト式自動車等貸出
- 地域支援グループ活動支援
- 生活支援コーディネーター事業 ほか

企画・広報事業

- 社協だよりの発行
- ホームページ・Facebookでの情報発信

ボランティア活動育成事業

受託事業

団体事務事業

介護保険・障害福祉事業

- 介護保険事業
- 日常生活支援総合事業
- 障害福祉事業

令和2年度 社会福祉協議会予算

令和2年度社会福祉協議会予算が、3月27日評議員全員による書面決議において承認されました。

<収入> (単位:千円)			<支出> (単位:千円)				
	令和2年度	前年度比		令和2年度	前年度比		
事業活動収入	会費	4,782	△27	事業活動支出	人件費	158,582	△26,431
	寄附金	2	0		事業費	23,877	△524
	町補助金	16,280	12,000		事務費	4,291	△191
	共同募金配分金	2,693	△261		助成金	384	△1
	受託金	47,874	5,497		施設整備費	0	△1,570
	介護保険事業	101,896	3,672		その他の支出	804	△311
	障がい福祉サービス事業	6,970	△203		その他の活動	6,066	△88
その他の収入	2,021	△13,059	当期末支払資金残高	13,800	1,315		
その他の活動(積立資産取崩等)	5,286	△24,420	支出合計	207,804	△27,801		
前期末支払資金残高	20,000	△11,000					
収入合計	207,804	△27,801					

寄附御礼

匿名 様 金100,000円
笠原 みゆき 様
手作りマスク 37枚
ご寄附を賜り、誠にありがとうございました。

掃除機をありがとうございます

赤い羽根共同募金配分金により、地域活動支援センターに新しい掃除機を購入することができました。皆様の温かいご支援ありがとうございます。

